

(仮称)川西市男女共同参画条例(案)要綱に係る

意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 平成27年2月2日(月)～平成27年3月3日(火)
- 2 意見提出人数 : 7人
- 3 意見提出件数 : 35件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～Gのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	【全体】	解説を付け大変わかりやすくしていただきありがとうございます。	前文、各条文（案）要綱の内容につきまして、市民の皆様に分かりやすく説明させていただくために解説を付けました。（仮称）男女共同参画条例の制定時にも広く周知していくために条例解説書を設け、男女共同参画への理解と関心を深めていただけるよう努めてまいります。	A-1
2	【全体】	条例制定に幸せを感じています。	条例制定後は、基本理念に基づいて男女共同参画の一層の推進に努めてまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。	B-1
3	【全体】	<p>昨年男女共同参画条例制定に向けての市の審議会を傍聴しました。近隣の宝塚市、尼崎市などすでに条例が制定されています。市民にわかりやすい内容で男女が共に人として尊重され、共に協力しあい暮らしやすい川西市、住んで良かった、住み続けたいと誰もが実感できる内容の条例が制定されることを切に願っています。</p> <p>日本は世界経済フォーラム発表のジェンダギャップ指数で135ヶ国中104位と先進国では最下位となっています。特に政治や経済分野で女性の地位に遅れが著しいので、これについて特に女性の地位向上をはかる具体的な内容を盛り込むことを希望します。市のレベルで地域、職場、学校でジェンダー講座や学習内容を取り入れて向上を計っていただきたいと思います。</p> <p>今年、女子差別撤廃条約を批准して30年です。婚姻、家族関係における差別の撤廃、「選択的夫婦別姓制度」の民法改正を求めます。雇用における差別の撤廃、経済的、社会的活動における差別の撤廃、農村女性に対する差別撤廃を盛り込んで下さい。</p> <p>非正規雇用の7割を女性が占めており、男女の賃金格差で貧困と格差が拡大し、女性の貧困がすすみ、特にシングルマザーの貧困は深刻になっています。働くルールを確立することが求められています。市の施策を盛り込んで下さい。セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止、啓蒙に市として積極的に取り組んでほしいと思います。</p> <p>世界女性会議で「開発、平和、平等」がかかげられていたように、男女の権利の享有や平等達成のうえで国際平和、核軍縮、主権の尊重などは不可欠のものです。戦争になれば人権はおかされ差別は助長し殺し殺される悲惨な状況になってしまいます。平和でこそ一人一人の人権が尊重され、男女が共に協力しあい、生き生きと暮らすことができます。戦争放棄の憲法9条を守り、守られて生きてきました。平和のことを盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>川西は合計特殊出生率は、全国平均1.43、県平均1.42に比べてもはるかに低い1.29です。この数字からみても川西は子育てしやすい町か・・・?! どうでしょう。市の将来を考えると不安です。若い人が川西に住み結婚し、子育てをする。1人といわず2人、3人を出産し住み続けられる川西市にしていくための施策が是非とも必要です。（男女が共に助けあい、尊重しあい、生き生きとくらししていける町づくり）</p>	<p>いただいたご意見は、男女共同参画施策だけでなく、市の施策全般に対するご意見としてしっかりと受け止めて、男女が共に助けあい、尊重しあい、生き生きと暮していけるまちづくりを推進してまいります。</p> <p>また、現行の第3次男女共同参画プランの着実な推進に取り組みつつ、具体的な施策については、次期男女共同参画計画において検討いたします。</p>	G

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
4	【案1ページ】 前文	「私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。そして、誰もが幸福な生活を願い、努力を重ね、今日までの発展を遂げてきました。」 この3行は削除する。(男女共同参画に関係ない。)	川西市が紡いできた歴史と、各々の努力で発展してきたことを表現しているため、市民等の皆様が本条例(案)要綱を身近なものとして捉えていただくと考えていますので、原文のままとします。	B-2
5	【案1ページ】 前文	「経済の活性化や地域活力の向上に大きく貢献することになります。」 を次の文に。 「安心して暮らしていくために必要なことです。」	女性が社会でいきいきと活躍することは、安心して暮らしていくために必要なことであると認識していますが、原文は女性が社会に貢献しているという事を肯定し、明確に表現していると考えています。	B-3
6	【案1ページ】 前文	「均等に」はおかしいと思う。男女間のことを言っているので「平等」が適切な表現だと思う。	男女共同参画の定義は男女共同参画社会基本法に基づいており、「均等」という用語が使われています。また、「平等」と「均等」はほぼ同じ意味ですが、「均等」は等しく同じ量、質のものを享受するという意味を有しているため、原文のままとします。	E-1
7	【案1ページ】 前文	「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」 を次の文に。 「男女平等を実践し、このまちに住んで良かったと思う社会」	「男女平等を実践する」については、前文中の「性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重する」と同じ内容を謳っていると考えますので、原文のままとします。	B-4
8	【案1ページ】 前文	男女共同参画社会とは1999年男女共同参画社会基本法ができ、国の最重要課題の一つといわれてきました。2011年末、国の第3次男女共同参画基本計画が策定されました。日々の生活の中で私たちの意識は変化したでしょうか？子どもを育む態度や視線はかわったでしょうか？社会の変化をうまく乗り継いでいらっしゃいますか？個々の子どもの育ちを保障し多様性を認め親子が共に生きやすい環境を考えていきましょう。 チルドレンファーストや切れ目のない多様な支援を中心に、国は政策の転換を図ろうとしています。 そのような中で私たちも子どもの幸せを願い、意識もかえていかなければなりません。さまざまな情報を得て子どもを取りまく社会の状況を見ていきたいと思えます。子どもたちが未来へ向かって生き生きと育つ社会であるために。地域の私たちは、子どもたちをどのように見守り、支えていくのかを一緒に考えてみませんか？	次代を担う子どもたちが、健やかに個性と能力を發揮できるように育っていくためにも、男女共同参画社会の推進は必要であると考えます。 いただいたご意見はしっかりと受け止めて、今後も取り組んでまいります。	D
9	【案2ページ】 2 定義 ①男女共同参画	男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ →平等に	男女共同参画の定義は男女共同参画社会基本法に基づいており、「均等」という用語が使われています。また、「平等」と「均等」はほぼ同じ意味ですが、「均等」は等しく同じ量、質のものを享受するという意味を有しているため、原文のままとします。	F-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	【案2ページ】 2 定義 ⑧性同一性障害	性同一性障害→性別違和症	公益社団法人日本精神神経学会は、米国精神医学会のDSM-5（精神疾患の診断・統計の手引き第5版）における訳語を「性同一性障害」から「性別違和」に改めましたが、現在も「性同一性障害」を診断名として使用していますので、現時点では原文のままとします。	C-1
11	【案2ページ】 2 定義 ⑧性同一性障害	性同一性障害→男女共同参画審議会でも議論されていましたが、日本精神神経学会でもこの表現をなくし「性別違和」という表現に移行しつつあるとのこと。せっかく新しい条例を作るので、最新の表現を使ってほしい。		E-2
12	【案5ページ】 3 基本理念	(以下「基本理念」という。)と括らなくても、直前に基本理念とありますから、不要と思います。あえて条文見出しに突合せ解りよくなさったのでしょうか。	ご意見のとおり、削除いたします。	A-2
13	【案5ページ】 3 基本理念③	男女が、対等な構成員として、市における政策又は事業者及びその他の団体における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保される社会。	社会のあらゆる分野の中に「市における政策又は事業者及びその他の団体」も含まれていると考えています。	C-2
14	【案5ページ】 3 基本理念④	家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に <u>対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会。</u>	その他の社会における活動に政治、経済の活動も含まれていると考えます。 また、基本理念④は「家庭生活における活動とその他の活動の両立」ができることを目的として謳っています。	C-3
15	【案5ページ】 3 基本理念⑤	男女が、対等な関係の下に、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、 <u>健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して自らが決定する権利が尊重</u> されること。	いただいたご意見と、基本理念⑤に謳っている目的、趣旨は同じであるため、原文のままとします。	C-4
16	【案6ページ】 3 基本理念 解説⑥	下段までの三行に「取組」の文言が3つもあり、読みづらく感じます。例えば、末尾の「取組」を削除し「収集に努め推し進める」とか、「国や県の情報収集に努め、歩調を合わせて取組を進める」とかにすると趣意が変わりませんか。	ご意見を踏まえ、解説を修正いたします。	A-3
17	【案7ページ】 4 市の責務(2)	「講ずるよう努めなければならない」では表現が弱い→「講じなければならない」	市の責務として、必要な推進体制の整備及び財政上の措置について積極的に取り組んでいきたいと考えておりますが、一方では、市全体の行政経営とも整合を図りつつ推進していく必要があるため、努力義務としています。	E-3
18	【案7ページ】 4 市の責務(2)	市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。→措置を講じなければならない		F-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
19	【案7ページ】 4 市の責務(3)	市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等と協働するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければならない。 →相互に連携及び協力を図るものとする。	市民等との協働や他機関との連携については、重要であると考えておりますが、施策や事業によってはそれが困難な場合も想定されることから、努力義務としています。	F-3
20	【案8ページ】 7 教育関係者の役割	「教育関係者の役割」とありますが、市内の県立学校の場合は、県との連携が大切と思いますが、市立の学校・幼稚園・保育所等に勤務する教育関係者は、この規定の役割をはじめ、時に市民・市民公益活動団体等のそれぞれの役割、更に市教育委員会の下にある教育職場として、基本的に市の責務に準じた役割を負うと考えて良いのでしょうか。そうでないとすれば、組織人は、属する組織の方針に沿わなければ、教育関係者として活動を推進するには限界があると思います。	ご指摘のとおり、教育関係者は市、市民、教育関係者等、それぞれの立場にあてはまる場合があり、その責務、役割が重複することも多く、民間の教育関係者においては、事業者としての役割も担っていただくこともあると認識しています。しかしながら、どの立場であったとしても本条例(案)要綱の基本理念は同じであり、それぞれの立場で男女共同参画の推進に努めていただきたいと考えています。	A-4
21	【案8ページ】 7 教育関係者の役割	また、前記以外の教育関係者が勤める組織体、例えば、私立の学校法人や私塾などの教育関係者には、市内居住者として市民の役割とは別に、組織人として求められる役割があるように思いますが、どうなのでしょう。そのような組織体の経営者・責任者の協力なくして、全体的・効果的な施策の推進が厳しいと思いますが如何でしょうか。		A-5
22	【案8ページ】 7 教育関係者の役割	(1)(2)に追加 (3)学校教育その他のあらゆる教育にかかわる者は、男女平等に関する教育の一環としてメディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めなければならない。	現行の第3次男女共同参画プランでは、「人権尊重の観点からメディアを読み解くための学習の機会の充実」を課題として挙げています。具体的な教育内容として、次期男女共同参画計画において検討いたします。	C-5
23	【案9ページ】 9 性別による権利侵害の禁止(4)	性同一性障害→性別違和症	公益社団法人日本精神神経学会は、米国精神医学会のDSM-5(精神疾患の診断・統計の手引き第5版)における訳語を「性同一性障害」から「性別違和」に改めましたが、現在も「性同一性障害」を診断名として使用していますので、現時点では原文のままとします。	C-6
24	【案9ページ】 10 公衆に表示する情報に関する配慮 解説	「を求めるものとなっています」とありますが「求めることとしています」ではないのでしょうか。市の主体性に欠ける表現となっています。	ご意見のとおり、解説を修正いたします。	A-6
25	【案10ページ】 12 報告書の作成	市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。	ご意見のとおり、修正いたします。	C-7

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
26	【案10ページ】 13 調査研究	「推進に関する施策を策定」を「推進に関する効果的な施策を策定」に改め、調査研究はよりよい施策策定につなげることが重要と思います。	ご意見のとおり、修正いたします。	A-7
27	【案11ページ】 14 施策の策定等に 当たっての配慮(1)	「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては」とありますが、大きな違和感があります。なぜならば、改善するために策定された男女共同参画プランではないのでしょうか。配慮すればするほど、そのプランの実施が困難となりませんか。逆性差などの問題が生じないようにと言うことなのでしょう。筋論ならば、前記「 」の前に「当分の間」を挿入し経過規定の明記ができないのでしょうか。さもなく原案とされるならば、解説に解り良い説明を求めたいです。	「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」とは、主に第3次男女共同参画プランに記載している施策や、間接的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策が該当します。計画の策定に当たっては、男女共同参画を推進し、かつ推進を阻害する要因をなくす施策をとりまとめる必要があると考えており、条例(案)要綱で規定して配慮することは、男女共同参画をさらに推進するものと考えています。	A-8
28	【案11ページ】 14 施策の策定等に 当たっての配慮(1)	意味不明。「市は、あらゆる施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」では。	「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」とは、本市のあらゆる施策の中で、主に第3次男女共同参画プランに記載している施策や、間接的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策が該当します。男女共同参画社会基本法の「施策の策定等に当たっての配慮」の条文を参考に、それらの施策を男女共同参画社会の実現に向けてさらに推進するための配慮、また推進を阻害する要因をなくすための配慮が必要であると考えています。	B-5
29	【案11ページ】 14 施策の策定等に 当たっての配慮(1)	市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。 →あらゆる施策を策定し、実施するに当たっては、		F-4
30	【案13ページ】 21 苦情及び相談への 対応(1)	市民等からの苦情「相談、意見」入れる。	「相談」については(2)に謳っていますので、「意見」の挿入について、ご意見を踏まえ修正いたします。	B-6
31	【案13ページ】 21 苦情及び相談への 対応(1)	窓口の場所を具体的に記入。	窓口の場所は、男女共同参画に関する施策を担当している各所管が窓口となります。 これについては、解説に説明を加えます。	B-7

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
32	【案 1 3 ページ】 2 1 苦情及び相談への対応 (2)	関係機関「〇〇〇などの」	関係機関は、市の各関係所管、国・県の労働や女性施策の担当機関などが考えられますが、寄せられた相談の内容によって関係機関は異なります。 これについては、解説に説明を加えます。	B-8
33	【案 1 3 ページ】 2 1 苦情及び相談への対応 (3)	必要があると「申し出者の希望があり」を加える。	条文中の「市は、必要があると認めるときは」において、申出者の希望により意見を聴くことも含んでいると考えています。	B-9
34	【案 1 3 ページ】 2 1 苦情及び相談への対応	<p>(苦情処理窓口の設置)</p> <p>市長は、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を受け、これを適切かつ迅速に処理し又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに適切かつ迅速に対応するための苦情処理窓口を置く。</p> <p>2 苦情又は相談は、前項の苦情処理窓口を通じて行うものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認める時は、当該機関に対し、資料提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。</p> <p>4 市長は、第2項に規定する苦情や相談を受けた場合、川西市男女共同参画審議会に報告するものとする。</p> <p>(男女平等苦情処理委員の設置)</p> <p>市長は、苦情又は相談について、適切かつ迅速に処理し、又は対応し、前第3項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理委員を置くことができる。</p> <p>2 処理委員は、2人とし、男女平等問題について深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 処理委員は、前第3項の事務を処理するに当たり、必要があると認められるときは川西市男女共同参画審議会と連携を図る。</p> <p>4 処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、苦情又は相談に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>苦情、相談に対応する窓口・委員について、国や県、市における他の様々な相談窓口の充実に伴い、男女共同参画に特化した相談の重要性やニーズが相対的に低下してきているものと考えられます。川西市では、現在、人権推進課と総合センターにおける「人権相談」や、男女共同参画センターにおける「女性のための相談」など、男女共同参画と関わりがある多様な相談に対応しています。</p> <p>今後は、市の各関係所管に寄せられた相談の実態を踏まえ、ご提案の窓口等の設置が必要であるのかについて、次期男女共同参画計画において検討したいと考えています。</p>	C-8
35	【案 1 3 ページ】 2 1 苦情及び相談への対応	相談窓口を設置してほしい。		F-5